

やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務 作成業務委託仕様書(企画提案用)

1 業務名 やまがたフルーツ 150 周年記念ポータルサイト制作等業務

2 業務期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 目的

本県を代表するフルーツであるさくらんぼが、本県で栽培がはじまってから 150 周年を迎える令和 7 年を、本県果樹産業全体にとっての記念すべき年「やまがたフルーツ 150 周年」と位置づけ、その趣旨や県産フルーツの紹介等のほか県内外の様々な取組みについてポータルサイトにより一体的に発信することにより、150 周年に向けた機運の醸成を図るとともに県産フルーツの更なる認知度向上に資することを目的とする。

4 委託内容

(1) サイト制作

- ① 150 周年記念事業の趣旨、さくらんぼ栽培の歴史、県内各地で開催されるイベントや商品の販売など記念企画等の情報が随時更新されるポータルサイトを構築する。
なお、記念事業の内容については、別添「150 周年の取組み.pdf」を参照すること。
- ② ページの構成は、別添「サイトマップ(案).pdf」を基本とした上で、サイトの利便性や魅力を高めるための見直しや改善の提案を行うことができる。
- ③ サーバー及びドメインは受注者が手配し、セキュリティのレベルや初期設定及び後年に必要な経費等の必要な情報とともに提案すること。
- ④ コーディング知識・技術がない職員であってもページやコンテンツの追加・削除・更新が随時可能な、一般的に普及しているコンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を使用すること。
- ⑤ サイトマップ(案)のうち、トップページの新着情報、イベントの紹介情報、取材記事、レシピ情報など随時更新される情報については、CMSにより PR 協議会の職員が直接入力できるよう設計すること。
- ⑥ サポートブラウザは、サポートする国内外で使用される主要なブラウザを提案すること。
- ⑦ パソコン、スマートフォン、タブレット端末での閲覧を考慮し、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したユーザビリティが高いデザインにすること。
- ⑧ 高齢者や障がい者など、ウェブサイトの利用に何らかの制約がある又は不慣れな人々も含めて、誰もがサイト上の情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮して作成すること。
(日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針」を参考とすること。)
- ⑨ 対応言語は日本語とすること。なお、山形県の公式ホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp>)の例を参考に、アプリケーション等を用いて多言語翻訳機能(英語、中国語(簡体・繁体)、韓国語)を導入すること。
- ⑩ 「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

- ⑪ ポータルサイトは令和6年7月18日(木)までに納品し、同年8月1日(木)までに本番運用を開始する。(フルーツ EXPO (仮称) ページを除く。)
- ⑫ サイト運用開始前に、職員に対して操作に関するレクチャーを行うこと。
- ⑬ 当サイトのバナーデザインを作成すること。

(2) サイト保守管理

- ① 受注者は、発注者からの問合せ対応、システムの監視及び障害受付ができる体制を整えること。
- ② 必要なセキュリティ対策、定期的なデータのバックアップ、OSやソフトウェア等のバージョンアップへの対応を行うこと。
- ③ 障害を検知した場合、受託者は、速やかに発注者に通知するとともに、迅速な障害復旧に努めること。
- ④ 定期的な保守等を行う場合、受託者は、可能な限り業務サービスを停止させずに実施すること。万が一、やむを得ず業務サービスを停止し、計画的な保守等を行う場合、その1週間前までに連絡すること。
- ⑤ 公開後の改修においては、業務やサービスに不具合が起こらないよう事前にテストを実施し、発注者の承認を得て反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。
- ⑥ 月1回程度の軽微なコンテンツの修正に対応すること。なお、大規模な修正は、発注者と協議のうえ必要に応じて別途契約することとする。
- ⑦ 一般的なツールを用いて閲覧者に関するアクセス解析を行い、毎月報告すること。
- ⑧ サイト開設後(8月から翌年3月まで)の保守管理に必要なすべての経費について、金額と内訳を提示すること。

(3) 広告配信

- ① ポータルサイトの開設にあわせ、当該サイトの認知度向上やアクセスの増加を図るため、WEB又はSNSによる広告を実施すること。
- ② 広告の手法について、具体的な内容とその理由を提案すること。
- ③ 広告配信は少なくとも3か月間以上実施することとし、具体的な実施時期・実施期間とその理由を提案すること。
- ④ 見込まれる広告の効果を提示すること。
- ⑤ 広告の予定金額を提示すること。

5 成果物

サイトの納品に当たり、次の成果品を納入すること。

- ① ウェブサイト設計書(サイトマップ、ワイヤーフレーム、要件の定義等)
- ② コンテンツデータ
- ③ システム仕様書(機器・利用ソフトウェア)
- ④ 操作マニュアル(情報更新作業手順)
- ⑤ テスト仕様書兼報告書(各種テストの実施結果等)
- ⑥ その他発注者が必要と認める書類

6 業務の再委託等

原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、発注者の事前の承認を得た場合は、第三者への業務の一部委託を可能とする。

7 留意点

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度発注者と受注者が協議により決定すること。
- (2) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、発注者に対して積極的に提案すること。
- (3) 業務が案了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。
- (4) 本業務にて提供されるシステムの著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。ただし、一般に公開されていない特殊な技術開発やASPによる運用が必要な場合は、受注者に帰属するものとする。
- (5) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることともに、本事業の目的以外に使用または第三者に提供してはならない。
- (6) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに発注者に報告すること。
- (7) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (8) この仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して決定するものとする。